

住民監査請求「補正」から「陳述」へ

9月7日、大阪市廃止・特別区設置の是非を問う住民投票について、関連予算の執行停止を求める住民監査請求を大阪市長に対して行った。写真は当日のNHKニュースで放映された請求書提出の様子。監査請求人は47人で、請求書提出に参加したのは4人である。私の友人など多くの方がニュースを見て、住民投票を阻止するための住民監査請求について知ったようだ。



請求後の状況ははっきりせずイライラしたが、写真のように9月30日付で「補正」の通知が届いた。補正が必要とされる内容として、次のように書かれていた。

「住民監査請求は、財務会計行為の違法又は不当について監査を行うものですが、提出された職員措置請求書では、財務会計法規上の違法又は不当に関する主張が不明確であり、監査委員が判断すべき監査請求としての適法性、また、請求の理由の有無について、判断に支障をきたすおそれがありますので、次の点について補正をお願いします。」

一つは特別区設置協定書が違法である旨の記載はあるが、その違法により住民投票費用を執行することが違法又は不当となる明確な主張を示すこと。

もう一つは、市民の理解が促進できない住民投票は違法であるとして、「大都市法」第7条2項で定める長の責務を果たしておらず違法である旨の記載があるが、同条項の「分かりやすい説明」とその違法により住民投票費用を執行することが違法又は不当となる明確な主張を示すこと。

通知を受け取ったあと、法律に詳しい知人や弁護士に協力を求め、ごく短期間に補正作業を進すすめた。財務会計法規上の違法を地方自治法・地方財政法から探り、過去と今回の住民説明会について調べた。締切ギリギリで、4000字近い補正書ができあがり、事務局に提出した。補正書では、財務会計法規上「住民投票費」の執行停止を求める根拠として、地方自治法2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」、第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」、さらに同232条3、同4第2項をあげた。

補正書提出の翌日7日に、私たちの監査請求書が正式に受理され、14日午後1時15分から「陳述」を行うという連絡があった。請求書を提出して、ちょうど1カ月である。12日には住民投票が告示されるが、とにかく住民投票の違法を明らかにしていきたい。

(2020年10月9日)

